

志摩市内高校下宿支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内県立高等学校(以下「市内高校」という。)に通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、市内高校の活性化に資することを目的に、志摩市内高校下宿支援補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することに関し、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下宿等 市内高校の生徒が通学のために賃借した下宿又は間借り(入居する生徒の3親等以内の親族等が所有する持家等及び民間の賃貸住宅に居住するものを除く。)をいう。
- (2) 家賃 賃貸物件の賃貸借契約等に基づく物件の使用対価として支払う賃借料及び部屋代(共益費、食費、光熱水費、敷金、礼金その他これらに準ずる経費を除く。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内の下宿等から市内高校に通学する生徒の保護者とする。

(補助対象期間)

第4条 補助の期間は、市内高校の生徒の在学期間とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、下宿等の家賃とする。

(補助金の額)

第6条 1箇月当たりの補助金の額は、補助対象経費の月額が1万5,000円を超えないときは、当該超えない額とし、補助対象経費の月額が1万5,000円を超えるときは、1万5,000円とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、志摩市内高校下宿支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて在籍する市内高校を通じ、市長に提出しなければならない。

- (1) 下宿等における賃貸借契約書等の写し又はそれに準ずるもの
 - (2) その他市長が必要と認めるもの
- (交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに志摩市内高校下宿支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更等の申請及び決定)

第9条 前条の補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の通知を受けた内容から次に掲げる変更又は申請の中止をするときは、遅滞なく志摩市内高校下宿支援補助金(変更・中止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の変更で補助金額に変更を及ぼすとき。
- (2) 家賃の支払を中止するとき。
- (3) その他家賃の支払内容に重要な変更があるとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、志摩市内高校下宿支援補助金(変更・中止)承認通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、当該年度の3月25日までに、志摩市内高校下宿支援補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 該当月の下宿等家賃の領収書等又はそれに準ずるものの写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、志摩市内高校下宿支援補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、補助金の額の確定を受けて、交付の請求を

しようとするときは、志摩市内高校下宿支援補助金交付請求書(様式第7号)により、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定額及び確定額の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助金の交付に係る補助対象経費の払戻しを受けたとき。
- (4) その他補助金の交付が不相当であると市長が認めたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。